



新型コロナウイルスに乗じた

違法な給与ファクタリングを



絶対に利用しないで!!!

ご注意ください!!!

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、給与の買取り等とうたい、違法な貸付けをする『給与ファクタリング』など、新手的ヤミ金融被害が発生しています。ヤミ金融被害に遭うと、負債がふくらみ生活が破綻する恐れがありますので絶対に利用しないでください。

給与ファクタリングとは…

- ファクタリングとは本来、売掛債権の売買取引であり、金銭の貸付けに該当せず貸金業登録は不要です。
- しかし、給与の買取り等とうたい『給与ファクタリング』は、サラリーマンやパートタイム労働者などの賃金債権を業者が買取り金銭を交付、給与の支給があった後に個人を通じて資金を回収するため、実質的には貸付けと同様の機能を有し『貸金業』に該当します。

そのため、登録を受けずに営む者は、違法なヤミ金融業者です!!

※インターネットや SNS 等で広まっており、高額な手数料等を要求してくる場合があります。

※労働基準法上、賃金は原則、直接労働者に支払わなければならないため、金銭を交付した業者は個人から資金を回収するほかに資金の回収方法がありません。



そうなる前に…!

■対策1 借りる前にまず確認!

登録のある貸金業者であるか確認しましょう。

- ① インターネットで調べる…

【金融庁HP】 <https://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

【大阪府HP】 http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/kashikin_kakunin/index.html



- ② 電話をして確認する…大阪府金融課貸金業対策グループへご連絡ください。

■対策2 もう借りてしまった…!

大阪府警察本部『悪質商法110番』へご連絡ください。

【連絡先】(06) 6941-4592

【受付時間】平日 9:00 から 17:45 まで

<お問い合わせ先>

大阪府 商工労働部

中小企業支援室 金融課 貸金業対策グループ

【連絡先】(06) 6210-9506

【受付時間】平日 9:00 から 18:00 まで